

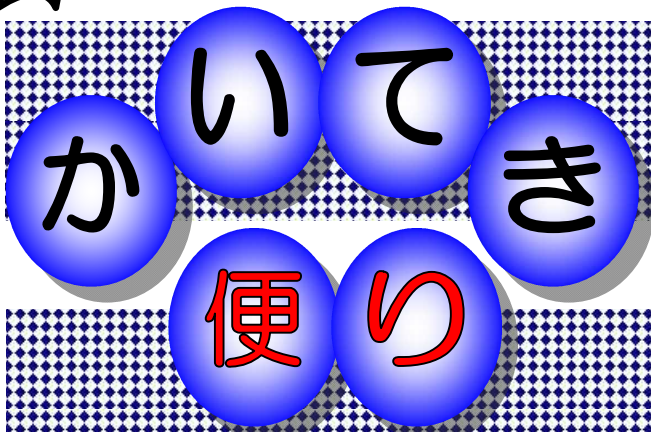
**INDEX**

○報酬算定・運営基準

「事業所評価加算の届出は、10月17日(月)締切りです！」

○お知らせ

「平成18年4月1日指定介護予防事業所の指定更新手続きについて」  
「居宅サービス事業者の「新規指定申請方法」の変更を予定しています！」  
「社会福祉施設への自家発電装置緊急整備事業に係る補助の追加協議について(第3回協議分受付)」  
「平成23年介護サービス施設・事業所調査にご協力を！(厚生労働省所管)」  
「悪質商法から高齢者を守るための出前講座」を行っています。」



平成23年10月1日発行 第87号

○事業所評価加算の届出は、10月17日(月)締切りです！

報酬算定・運営基準

平成24年度の事業所評価加算の算定評価を希望する介護予防通所介護事業所及び介護予防通所リハビリテーション事業所は、届出が必要です。現在評価の申出をしておらず、来年度からの算定を希望している事業者は、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を以下の提出先まで届出てください。すでに「申出あり」で届出をしている事業所については、再度提出する必要はありません。

【提出期限】平成23年10月17日(月)必着

【提出先・お問い合わせ先】

◆介護予防通所介護及び介護予防通所リハビリテーション(老人保健施設除く)

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ13階

財団法人 東京都福祉保健財団 事業者支援部 事業者指定室 TEL 03-5206-8752

◆介護予防通所リハビリテーション(老人保健施設みなし指定)

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎24階

東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設運営係 TEL 03-5320-4264

お知らせ

○平成18年4月1日指定介護予防事業所の指定更新の手続きについて

介護保険制度改正により、事業者の指定更新は、6年ごとに受けることとなっています。平成18年4月の介護予防事業の創設に伴い、既に指定を受けている居宅サービス事業所が平成18年4月1日に介護予防サービスの指定を新たに受けましたが、これらの事業所については、平成24年3月31日に指定有効期間満了となります。

このたび当該指定有効期間が満了する介護予防サービス事業所に対し、指定更新申請書を9月下旬に発送しましたので、更新関係の書類がお手元に届きましたら、内容を必ずご確認の上、平成23年10月31日(月曜日)(同日付消印有効)までに指定更新申請書を提出してください。

【提出先・お問い合わせ先】

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ13階

財団法人 東京都福祉保健財団 事業者支援部 事業者指定室 TEL 03-5206-8752

お知らせ

○居宅サービス事業者の「新規指定申請方法」の変更を予定しています！

平成24年4月1日以降開設予定の事業者の方は、開設3ヶ月前末日までに「新規指定申請予約申込書」を提出し、「指定前研修」(法令遵守の具体的内容、指定申請書の書き方等)を受けた後、開設2ヶ月前下旬までに「新規指定申請書」を東京都福祉保健財団事業者指定室に提出していただく方法に変わります。

「新規指定申請予約申込書」及び「指定前研修」の詳細及び具体的スケジュールは、決まり次第、東京都介護サービス情報、かいてき便り等でお知らせいたしますので御確認ください。

【お問い合わせ先】東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係 TEL 03-5320-4593

お知らせ

## ○社会福祉施設への自家発電装置緊急整備事業に係る補助の追加協議について (第3回協議分受付)

「社会福祉施設への自家発電装置緊急整備事業」に係る補助協議(平成23年6月15日付23福保高施第597号東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課長通知)については、先に受け付けた第1回協議(6月24日締め切り)及び第2回協議(7月22日締め切り)に引き続き、以下のとおり追加協議を受け付けます。

補助金交付要綱や協議書様式等については、下記のホームページをご覧ください。

補助対象施設 : 介護老人保健施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム

補助基準額 : 1施設当たり9,000千円

補助率 : 2/3(内訳:国1/2(間接補助)、都1/6)

協議書提出期限 : 平成23年10月28日(金)

【東京都福祉保健局ホームページ】分野別→高齢者>高齢者施設>東日本大震災関連情報

([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/shinsai\\_jouhou/jikahatsuden/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/shinsai_jouhou/jikahatsuden/index.html))

【お問い合わせ先】東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設整備係 TEL 03-5320-4321

お知らせ

## ○平成23年介護サービス施設・事業所調査にご協力を！(厚生労働省所管)

厚生労働省が介護サービスの提供体制・内容等を把握し、基準整備を進めるため、毎年10月1日を基準日として行っている調査です。この調査は、国の委託を受けた「株式会社インテージリサーチ」が各介護保険サービス事業所等に調査票を送付し回収いたします。ご協力をよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】

「厚生労働省福祉・介護施設調査事務局」(株式会社インテージリサーチ) (フリーダイヤル)0120-577-714

※調査についてのお問い合わせは、直接こちらの事務局へお願いします。

※調査票の各事業所への送付は、9月末より順次発送予定です。

お知らせ

## ○「悪質商法から高齢者を守るための出前講座」を行っています。

東京都生活文化局では、深刻化する悪質商法の被害から高齢者を守るため、ケアマネジャー、ホームヘルパー、民生委員など高齢者を支える身近な方々を対象に出前講座を開催しております。

講座では、第一線で消費生活相談の経験を持つ相談員などが、高齢者を狙う悪質商法の手口や被害発見のポイント、対処方法などについて、詳しく講義を行います。

講師派遣期間	平成24年3月31日(土曜日)まで (土日祝日も実施。<12月29日から1月3日までは除く。>)
講義時間	午前10時から午後8時までの間で、1~2時間程度
講師派遣場所	都内で希望する場所
費用	無料
申込受付期間	平成24年3月9日(金曜日)まで
申込方法	都・区市町村の消費生活センター窓口または、ホームページ「東京くらしWEB」からダウンロードにより申し込み用紙を入手し、必要事項を記入の上、派遣依頼日の3週間前までに下記へFAXしてください。

【東京都生活文化局ホームページ】→東京くらしWEB(消費生活)>出前講座>高齢者の消費生活トラブル

([http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/center/de\\_koza/kourei.html](http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/center/de_koza/kourei.html))

【お申込み・お問い合わせ先】(社)全国消費生活相談員協会事務局 FAX03-3448-9830 <FAXのみの受付>  
TEL 03-5793-7276 (月から金曜日 9時30分から17時<祝日・年末年始除く。>)